

香芝市長の職務を代理する職員を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第21号

香芝市長の職務を代理する職員を定める規則等の一部を改正する規則
(香芝市長の職務を代理する職員を定める規則の一部改正)

第1条 香芝市長の職務を代理する職員を定める規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「部長(香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)に規定する部)」を「部長等(危機管理監並びに香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部及び室)」に改める。

第3条第1項第1号中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

(香芝市職員安全衛生規則の一部改正)

第2条 香芝市職員安全衛生規則(平成17年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「企画部長」を「市長公室長」に改め、同条第2項中「衛生管理者」を「及び衛生管理者」に改める。

第12条の見出しを「(組織)」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生管理代理者、安全管理者、衛生管理者、産業医及び市長が指名する安全又は衛生に関し経験を有する職員をもって組織する。

第12条第2項中「前項第1号の委員以外の委員」を「委員会の構成員(総括安全衛生管理者を除く。)」に改める。

第13条第1項中「委員会の委員」を「委員会の構成員(以下「構成員」という。)」に、「前条第1項第1号及び第2号の委員」を「総括安全衛生管理者及び総括安全衛生管理代理者」に改める。

第15条を次のように改める。

(会長)

第15条 委員会に会長を置く。

2 会長は、総括安全衛生管理者をもって充て、会務を統括する。

3 会長に事故があるときは、総括安全衛生管理代理者がその職務を代理する。

第16条第1項を次のように改める。

委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

第16条第2項中「委員」を「構成員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

第17条中「委員長」を「会長」に改める。

第18条中「企画部人事課」を「労働安全推進及び公務災害補償に関する事務を所掌する課」に改める。

第21条中「うえで」を「上で」に改める。

第22条第1項中「この限り」を「、この限り」に改める。

(香芝市退職手当審査会規則の一部改正)

第3条 香芝市退職手当審査会規則(平成21年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総理し、審査会を代表する」を「統括する」に改める。

第6条中「企画部人事課」を「職員の給与及び退職手当に関する事務を所掌する課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。